

一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会（以下「当法人」という。）定款第5条の規程に基づく会員及び社員の種別の中の賛助会員について必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 当法人定款第1条の目的に共鳴・賛同し、当法人の活動を主に資金的に支援する制度として、正会員とは別に、賛助会員制度を設ける。

2 賛助会員は、賛助会員の資格を得るための会費（以下「会費」という。）を納入する当法人の運営を援助する個人・事業者・施設及び関係団体等で、理事会の承認を得た者をいう。

(議決権)

第3条 正会員とは異なり、当法人においての社員総会での議決権は有しない。

(入会)

第4条 当法人の賛助会員入会にあたっては、本規程を承認の上、別に定める入会申込書により、当法人所定の申請をしなければならない。

2 当法人は、入会申込時に届け出た内容に基づき審査し、届出事項に虚偽があった場合や、入会申込者に公序良俗に反する行為があった場合等、当法人が入会を不相当と判断した場合には入会申し込みを承認しないことがある。当法人は、個別の承認に際し、入会申込者にその理由を示すことを要しない。入会申込時に会費を納入し、その後当法人が入会を承認しなかった場合、納入した会費は全額返金する。

3 当該年度の入会は、12月末までとし、1月以降の入会は翌年度の入会の取扱いとする。

(届出事項の変更)

第5条 賛助会員は、入会申込時に届け出た内容に変更があった場合、速やかに当法人に届け出るものとし、それ以後も同様とする。

2 賛助会員が前項により届出を怠った場合に、賛助会員に生じた損害について、当法人の故意又は過失による場合を除き、いかなる責任も負わない。

(会費)

第6条 賛助会員は、別に定める会費を支払う。

2 会費は、初年度は入会申込時に支払うこととし、次年度以降は当法人発行の請求書による前納一括払いとする。但し、口座振替も選択できる。

(会員資格及び有効期間)

第7条 会員資格の有効期間は、初年度は入会承認日からその年度の3月末日とし、次年度以降は、4月1日から翌年3月末日とする。

- 2 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から特に申し出がない限り、満了日の翌日から1年間延長し、以後も同様とする。
- 3 会員資格は、第三者に譲渡したり、使用させたり、担保権の設定等をしたることはできない。

(会費の払い戻し)

第8条 賛助会員が既に納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

(会員特典)

第9条 賛助会員は次のような特典を受けることができる。

- (1) 当法人からのニュース、その他情報（郵送物は1社につき1部又はメール等）を受け取ることができる。
- (2) 当法人独自事業の研修会等で優先的に展示することができる。
- (3) 当法人のホームページに、企業・団体等名称（名称には企業・団体等のウェブサイトへリンクを貼付け）を掲載することができる。
- (4) 当法人独自事業の研修等の情報を提供するとともに、当該賛助会員のみ無料で参加することができる。

(会員情報等の取扱い)

第10条 当法人は、当法人が保有する賛助会員が入会申込時に届け出た賛助会員に関する情報（第5条により変更された情報を含む。）を厳正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努める。

- 2 当法人は、賛助会員情報を、賛助会員の同意を得ずに当法人の活動以外の目的に利用しない。
- 3 当法人は、前項のほか、以下の場合を除き賛助会員情報を第三者に提供しない。
 - (1) あらかじめ当該会員情報に係る賛助会員の同意が得られない場合
 - (2) 法令により開示を求められた場合
 - (3) 個別の賛助会員を識別できない状態で提供する場合
- 4 賛助会員は、自身の会員情報の開示・訂正の請求を随時行うことができる。その場合は、当法人所定の様式にて当法人に届け出る。
- 5 当法人は、当法人による賛助会員資格の取り消し、又は賛助会員の退会から1年間を経過した時は、会員情報を破棄できる。

(賛助会員資格の取消)

第11条 当法人は、賛助会員が以下の各条項の一つでも該当するに至った場合、理事会の議決を得て賛助会員へ事前に通知又は催告することなく当法人の賛助会員資格を直ちに取り消すことができる。この場合、すでに納入された会費の払い戻しは一切行わない。

- (1) 各条項の違反が著しい場合
- (2) 賛助会員が入会申込時及び届出事項変更時に虚偽の事項を届け出たことが判明した場合
- (3) 賛助会員が会費の支払い、その他当法人に対する債務の履行を怠った場合
- (4) 当法人の名誉を著しく傷つける行為、又は賛助会員としての品位を損なう行為があったと当法人が認めた場合

- (5) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (6) 政治的、宗教的な目的で利用していると認められた場合
- (7) その他、当法人が賛助会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合

(退会)

第12条 賛助会員は、退会する場合は、当法人が別に定める退会届を当法人に提出して、任意に退会することができる。但し、その場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとする、また、未払いの会費がある場合には、退会後も当法人に対する未払い分の支払いを請求できる。

(禁止事項)

第13条 賛助会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の賛助会員、第三者若しくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、又は、侵害する恐れがある行為
- (2) 他の賛助会員、第三者若しくは当法人に不利益や損害を与える行為、又はそれらの恐れのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はその恐れのある行為
- (5) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- (6) 営業活動や営利目的、またその準備を目的とした行為（当法人が承認した場合を除く。）
- (7) その他、賛助会員として不適切と判断される行為

(賛助会員の遵守事項)

第14条 賛助会員は、本規程に定める事項を誠実に遵守するほか、下記の事項を遵守する。

- (1) 当法人の実施事業を通じて提供される情報等を、不正の目的をもって利用してはならない
- (2) 当法人の実施事業を通じて提供される情報等の知的財産権は、当法人又は当該情報等の著作者、著作権を有する本会以外の法人若しくは個人に帰属する。賛助会員は当該情報の複製・販売等により、当該知的財産権を侵害してはならないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 賛助会員は、入会時に次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2 賛助会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当法人の信用を毀損し、若しくは当法人の業務を妨害する行為

(4) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 賛助会員が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、理事会の議決を得て賛助会員へ事前に通知又は催告することなく当法人の賛助会員資格を直ちに取消することができるものとする。この場合、すでに納入された会費の払い戻しは一切行わないものとする。

(規程変更)

第16条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規程を変更することができる。

(委 任)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

1 この規程は令和5年7月18日より施行する。